

重 要 事 項 説 明 書

ヘルパーステーションほたる
株式会社ケアハート

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションほたる
所在地	三原市皆実一丁目4番17号
当事業所指定番号	3470901673
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス（身体介護・生活援助）
管理者及び連絡先	（管理者）角谷 茉莉奈（連絡先）TEL 0848-36-5366 内線（315）
サービス提供地域	三原市（鷺浦町、久井町、大和町を除く）

2 事業所の職員体制等

職 種	従事者の資格・業務		人 員
管 理 者	訪問介護員 2 級・業務の一元的な管理・運営業務		1名
サービス提供責任者	介護福祉士・介護のサービス提供の責任者業務		2 名
訪問介護員	介護福祉士・初任者研修 介護サービスの提供	2.5 名以上（常勤換算方法にて）	

3 営業時間

サービス種類	平 日	土曜日	祝日
訪問介護、介護予防訪問介護	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30

（注）営業時間外の利用者様へのサービスの必要性が生じた場合にはサービスを提供する。

（介護支援専門員との連絡・調整）

4 サービス利用料及び利用料負担

（1）利用者様から頂く利用者負担金は、下記表のとおりです。

訪問介護

厚生労働大臣が定める基準によります。（負担割合により10%又は20%もしくは30%）

（2）この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

	提供時間	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満（算定要件あり）	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387円	774円	1,161円
	1時間以上 1 時間 30 分未満	567円	1,134円	1,701円
	以後30分を増すごとに +82単位	+82円	+164円	+246円
生活援助	20分以上45分未満	179円	358円	537円
	45分以上	220円	440円	660円
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上45分未満	身体介護の料金 に65円加算	身体介護の料金 に130円加算	身体介護の料金 に195円加算
	45分以上70分未満	身体介護の料金 に130円加算	身体介護の料金 に260円加算	身体介護の料金 に390円加算
	70分以上	身体介護の料金 に195円加算	身体介護の料金 に390円加算	身体介護の料金 に585円加算

加算	1割負担	2割負担	3割負担
※1 初回加算	200円/月	400円/月	600円/月
※2 同一建物減算	10%/1日当たり若しくは12%/1日当たり		
※3 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1か月につき ＋所定単位数 × 20.7%		
※4 特定事業所加算Ⅱ	1か月につき ＋所定単位数 × 10%		

※1

初回加算とは新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して初回訪問介護を実施した日に属する月のみ初回加算が加算されます。

※2

同一建物減算は、ヘルパーステーションほたるの事業所と同一建物に居住する利用者様にサービスを提供した場合に10%減算されます。若しくは前6か月間に提供したサービス総数の内、同一敷地・建物に居住する利用者様の占める割合が90%以上である場合12%減算されます。

※3

介護職員等処遇改善加算Ⅲは、当該事業所に従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的とした加算です。

※4

特定事業所加算Ⅱは、厚生労働省が定める基準を満たした、質の高い訪問介護サービス提供体制を評価する加算となります。

(3)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者様の同意を得ることになります。)

(4)利用者負担金は、毎月末日に計算し、翌月中にお支払ください。

※その他

ア、通常のサービス実施地域 三原市(但し鷺浦町、久井町、大和町を除く)全域

※通常のサービス実施地域以外に居住する利用者に対して行う場合は、通常の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円を実費として徴収します。

イ、自己負担金は、次の方法でお支払いただきますようお願いいたします。

○銀行口座にて引き落としさせていただきます。手数料は利用者様のご負担となります。

ウ、上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者様が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割、8割、7割)を請求することになります。

5 キャンセル

(1)利用者様がサービスの利用中止をする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

(2)利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

キャンセルの連絡先名称	ヘルパーステーションほたる
キャンセルの連絡先電話番号	0848-36-5366 内線(315)

6 介護サービスの方針

介護を必要とされる方々の、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、家族の方や利用者様の方々とよく相談し、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助をします。

7 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を策定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化 (担当者)田中 康子 (責任者)角谷 茉莉奈

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止・身体拘束等の適正化のため指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5)事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(7)事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

9 衛生管理等

(1)訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)ヘルパーステーションほたるの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10 損害賠償

① ヘルパーステーションほたるは、利用者様に対する本サービスの提供にあたって、ヘルパーステーションほたるの責めに帰すべき事由により利用者様の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し利用者様またはそのご家族等の故意、又は過失がある場合は、ヘルパーステーションほたるは損害賠償を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

②物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。

③修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価(購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額)をその賠償額範囲とします。その為、購入から長年を経過した品物については、賠償をいたしかねることがあります。

④取扱いに特別注意が必要なもの等については、予めご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。

⑤利用者様またはその家族等の介護者は、利用者様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、ヘルパーステーションほたるのサービス従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を請求される場合があります。

11 秘密の保持及び個人情報の保護

① ヘルパーステーションほたる及びそのサービス従業者は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。

②ヘルパーステーションほたる及びそのサービス従業者は、必要な範囲において利用者様及びそのご家族等の個人情報を取り扱い致します。尚、利用者様及びそのご家族等から取得した個人情報を次の為に使用します。

- ・利用者様へのサービス提供について他の事業所と連携する為(サービス担当者会議)
- ・利用者様及びその家族等へのサービス料金の請求(徴収)やその他ご連絡の為
- ・統計データへの利用(但し、個人を特定できるような利用は、一切致しません)
- ・緊急時に医療機関等に連絡する為

③上記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

※個人情報に関するお問い合わせにつきまして、「サービス相談窓口、苦情受付窓口」までご連絡ください。

12 守秘義務

ヘルパーステーションほたるは、そのサービス提供上知り得た利用者様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように従業員等に守秘義務を課す必要な措置を講じます。又、従事者は知り得た利用者様またはその家族の秘密は絶対に守ります。また退職後も同様とします。

13 当社のサービスの方針

利用者様の立場に立って、どのように支えたら利用者様または家族の方に最良かを考え、適切な介護計画を立てサービスを提供します。

14 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口	ヘルパーステーションほたる
住 所	三原市皆実一丁目 4 番 17 号
電 話	0848-36-5366 内線(315)
担 当 者	サービス提供責任者(介護福祉士) 石本 直美・田中 康子
対応時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分(平日、祝日問わず)
1. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	
訪問介護事業についての苦情の場合は、原則として上記担当者を中心に利用者様やサービス提供者(訪問介護員)からも事情をよく聞き、苦情に係る問題を把握の上、支援計画の変更も協議の上考える等改善に努める。	
2. その他参考事項	
苦情については事業所全体の事として対処し、原因を調べ苦情内容によっては、行政機関等へも苦情を報告し、指導を受け改善を図る。	

○次の公的機関においても、期間において苦情申し出等ができます。

三原市介護保険相談窓口	所在地	〒723-8601 三原市港町 3 丁目 5 番 1 号 三原市役所高齢者福祉課
	電話番号	0848-67-6240
	Fax 番号	0848-64-2130
	対応時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (但し、土・日・祝日は除く)

15 緊急対応及び事故発生時の対応について

【緊急時等における対応方法】

サービス提供中に利用者様の病状急変、事故その他緊急事態が生じた場合は、利用者様の主治医、協力医療機関、訪問看護事業所、救急機関、ご家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

また、サービス提供に関するご相談や緊急時の連絡につきましては、営業時間内は【ヘルパーステーションほたる】へご連絡ください。

営業時間外においては、状況に応じて救急機関(119 番)又は主治医へご相談いただくとともに、必要時は事業所へご連絡ください。

なお、営業時間外のご連絡につきましては、内容に応じて翌営業日に対応させていただく場合があります。

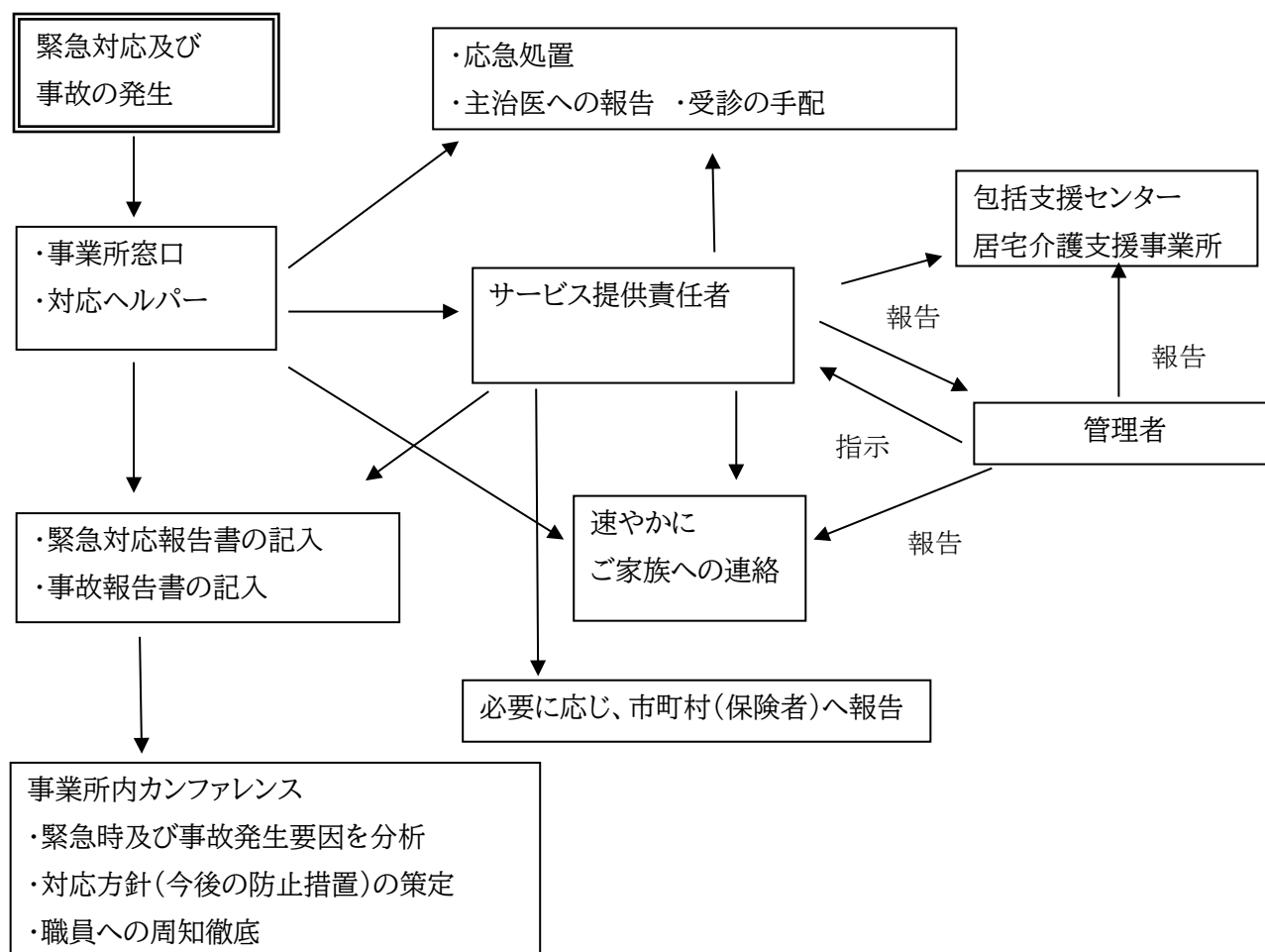
【事故発生時の対応】

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様の安全確保を最優先に必要な対応を行います。

また、ご家族、関係機関等へ速やかに連絡を行うとともに、事故内容を記録し、原因分析及び再発防止に努めます。

【緊急連絡窓口】 (事業所名/所在地等)	事業所名	ヘルパーステーションほたる
	住 所	三原市皆実一丁目 4 番 17 号
	電 話	0848-36-5366 内線(315)
	担 当 者	サービス提供責任者: 石本 直美・田中 康子
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分(平日、祝日問わず)

【緊急対応及び事故発生後の対応フロー】



【説明確認欄】

令和 年 月 日

事業所

所在地 三原市皆実一丁目4番17号

事業者名 株式会社 ケアハート

事業所名 ヘルパーステーションほたる

説明者 印

上記のとおり文書の交付を受け説明を受けました。

利用者

住所

氏 名 _____ 印 _____

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）